

市第 123 号議案

横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 2 月 16 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例（昭和33年 3 月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 入船公園の項中

「 野球場 庭球場 」	を	「 野球場 庭球場 ドッグラン 」	に改め、同表元
----------------------	---	-------------------------------	---------

町公園の項中

「 プール 弓道場 」	を	「 プール 弓道場 会議室 ギャラリー 」	に改め、同表港
----------------------	---	--------------------------------------	---------

の見える丘公園の項中

「 集会施設 教養施設 」	を	「 集会施設 教養施設 ギャラリー 」	に改め、同項の
------------------------	---	---------------------------------	---------

次に次のように加える。

本牧山頂公園	ドッグラン
--------	-------

山手イタリア山庭園	ギャラリー
-----------	-------

別表第1 川辺公園の項の次に次のように加える。

仏向原ふれあい公園	分区園
-----------	-----

別表第1 新杉田公園の項中

「 <table border="1"><tr><td>野球場</td></tr><tr><td>庭球場</td></tr></table> 」	野球場	庭球場	を	「 <table border="1"><tr><td>野球場</td></tr><tr><td>庭球場</td></tr><tr><td>ドッグラン</td></tr></table> 」	野球場	庭球場	ドッグラン	に改め、同表富
野球場								
庭球場								
野球場								
庭球場								
ドッグラン								

岡西公園の項中

「 <table border="1"><tr><td>野球場</td></tr><tr><td>庭球場</td></tr></table> 」	野球場	庭球場	を	「 <table border="1"><tr><td>野球場</td></tr><tr><td>庭球場</td></tr><tr><td>会議場</td></tr></table> 」	野球場	庭球場	会議場	に改め、同表長
野球場								
庭球場								
野球場								
庭球場								
会議場								

浜野口記念公園の項の次に次のように加える。

海の公園	会議室
------	-----

別表第1 新横浜公園の項中

「 <table border="1"><tr><td>総合競技場</td></tr><tr><td>補助競技場</td></tr><tr><td>球技場</td></tr><tr><td>投てき練習場</td></tr><tr><td>野球場</td></tr><tr><td>庭球場</td></tr><tr><td>屋内プール</td></tr><tr><td>運動広場</td></tr></table> 」	総合競技場	補助競技場	球技場	投てき練習場	野球場	庭球場	屋内プール	運動広場	を	「 <table border="1"><tr><td>総合競技場</td></tr><tr><td>補助競技場</td></tr><tr><td>球技場</td></tr><tr><td>投てき練習場</td></tr><tr><td>野球場</td></tr><tr><td>庭球場</td></tr><tr><td>屋内プール</td></tr><tr><td>運動広場</td></tr><tr><td>ドッグラン</td></tr></table> 」	総合競技場	補助競技場	球技場	投てき練習場	野球場	庭球場	屋内プール	運動広場	ドッグラン	に改め、同表谷
総合競技場																				
補助競技場																				
球技場																				
投てき練習場																				
野球場																				
庭球場																				
屋内プール																				
運動広場																				
総合競技場																				
補助競技場																				
球技場																				
投てき練習場																				
野球場																				
庭球場																				
屋内プール																				
運動広場																				
ドッグラン																				

本公園の項中

「球技場」を「球技場
会議室」に改める。

別表第2の2中

「港の見える丘公園（集会施設及び教養施設に限る。）」を

「港の見える丘公園（集会施設、教養施設及びギャラリーに限る。）」に、

「川辺公園（プール及び子供用プールに限る。）」を

「川辺公園（プール及び子供用プールに限る。）
仏向原ふれあい公園」に改める。

別表第3第1号の表分区園の項中「400円」を「1,500円」に改め、同表に次のように加える。

元町公園、富岡西公園、海の公園及び谷本公園の会議室		1日につき	2,600円		
ギャラリー	利用者が入場料等を徴収しない場合	1日につき	11,500円		
	利用者が入場料等を徴収する場合	1日につき	23,000円		
ドッグラン				1頭1回につき	500円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市公園条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく元町公園、富岡西公園、海の公園及び谷本公園の会議室、元町公園、港の見える丘公園及び山手イタリア山庭園のギャラリー並びに入船公園、本牧山頂公園、新杉田公園及び新横浜公園のドッグランに係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 新条例の規定に基づく仏向原ふれあい公園を供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 4 新条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

仏向原ふれあい公園について、公園の有料施設を設置するとともに、指定管理者に管理を行わせる等のため、横浜市公園条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市公園条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

別表第1（第7条第1項）

有料施設

有料施設の属する公園の名称	有料施設の種別
（省 略）	
入船公園	野球場 庭球場 <u>ドッグラン</u>
（省 略）	
元町公園	プール 弓道場 <u>会議室</u> <u>ギャラリー</u>
港の見える丘公園	集会施設 教養施設 <u>ギャラリー</u>
<u>本牧山頂公園</u>	<u>ドッグラン</u>
<u>山手イタリア山庭園</u>	<u>ギャラリー</u>
（省 略）	
川辺公園	プール 子供用プール
<u>仏向原ふれあい公園</u>	<u>分区園</u>
（省 略）	
	野球場

新杉田公園	庭球場 <u>ドッグラン</u>
(省 略)	
富岡西公園	野球場 庭球場 <u>会議室</u>
長浜野口記念公園	集会施設
<u>海の公園</u>	<u>会議室</u>
(省 略)	
新横浜公園	総合競技場 補助競技場 球技場 投てき練習場 野球場 庭球場 屋内プール 運動広場 <u>ドッグラン</u>
(省 略)	
谷本公園	球技場 <u>会議室</u>
(省 略)	

別表第2の2（第16条第1項、第28条の2第1項及び第5項）

名 称	位 置
(省 略)	
(省 略)	横浜市中区
<u>港の見える丘公園（集会施設、教養施設及びギャラリー港の見える丘公園（集会施設及び教養施設に限る。）に限る。）</u>	

(省 略)	
(省 略)	
(省 略)	横浜市保土ケ谷区
川辺公園（プール及び子供用プールに限る。）	
<u>仏向原ふれあい公園</u>	
(省 略)	

別表第3（第29条の3第2項）

(1) 利用料金

種 別	貸 切 利 用		個 人 利 用	
	単 位	金 額	単 位	金 額
(省 略)				
分区園	1平方メートル1年につき	1,500円 400円		
(省 略)				
<u>元町公園、富岡西公園、海の公園及び谷本公園の会議室</u>	<u>1日につき</u>	<u>2,600円</u>		
<u>ギャラリー</u>	<u>利用者が入場料等を徴収しない場合</u>	<u>1日につき</u>	<u>11,500円</u>	
	<u>利用者が入場料等を徴収する場合</u>	<u>1日につき</u>	<u>23,000円</u>	

市第123号

<u>ドッグラン</u>			<u>1頭1回につ</u> き	500円
--------------	--	--	--------------------	------

(第2号及び第3号省略)